

保護者様

杉の子保育園 杉の子第2保育園  
杉の子第3保育園 杉の子あびっく保育園

## インフルエンザの出席停止についてのお知らせ

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、保育園においても予防すべき感染症のうち「インフルエンザ」の出席停止の期間の基準が「解熱した後2日を経過するまで」から、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあつては3日）を経過するまで」となりました。（解熱した後2日、乳幼児は3日を経過しても、発症してから5日を経過しない場合には、登園することはできません。発症日・解熱日は当日 0 日となり、翌日から数えます。）

インフルエンザに感染した児は、法律の規定により出席（登園）停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。登園するに当たって医師の診察を受ける必要性については、医師の指示に従ってください。

なお、インフルエンザが治癒し、登園するときは、改めて「治癒したかどうか」医師に治癒証明書を求める必要はありませんが、下記の「登園届」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

保育園園長様

きりとり

### インフルエンザ登園届

組氏名

1 疾患名 インフルエンザ A ・ インフルエンザ B （どちらかに○印）

2 発症日（咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日） 令和 年 月 日（ ）

3 受診した医療機関名及び受診日

医療機関名 受診日 令和 年 月 日（ ）

4 治癒の根拠

登園の目安：発症後 5 日を経過し、かつ解熱した後、3 日経過した。

発症日 0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目
/	/	/	/	/	/

解熱日 0 日目	1 日目	2 日目	3 日目
/	/	/	/

5 お休みした期間 令和 年 月 日（ ） から 令和 年 月 日（ ）まで

令和 年 月 日  
保護者氏名 印